6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satou Yumi, Director General of Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Elevator equipment renovation work for the Central Government Building No. 6

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 11 September 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 17 November 2025 (tenders should be brought with or submitted by mail 1 : 00 P.M. 17 November 2025)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism 2―1―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918, TEL ＋81―3―5253―8111 ex. 23―153
E-mail　hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事である。

本件の入札に当たっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に登録されているので、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

令和７年７月31日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　平山　大輔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第９号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

ア　一般国道５号　札幌市　創成川通北８条東函渠設置工事（以下「①工事」という。）

イ　一般国道５号　札幌市　創成川通北９条東函渠設置工事（以下「②工事」という。）

（①工事、②工事ともに電子入札対象案件）

（①工事、②工事ともに電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①工事、②工事　北海道札幌市

⑷　工事内容

①工事、②工事　本工事は、一般国道５号創成川通事業の一環として、函渠を施工するものである。

①工事

１）工事延長　Ｌ＝390m

２）函渠（内空断面　Ａ＝55.8㎡）　Ｌ＝200m

３）躯体コンクリート　Ｖ＝6,100㎥

４）鉄筋　Ｗ＝1,110ｔ

５）土留工（鋼矢板）　Ｎ＝一式

６）路面覆工　Ｎ＝一式

７）迂回路工　Ｎ＝一式

８）河川切替工　Ｎ＝一式

９）構造物撤去工（横断歩道橋撤去含）　Ｎ＝一式

②工事

１）工事延長　Ｌ＝290m

２）函渠（内空断面　Ａ＝55.8㎡）　Ｌ＝140m

３）躯体コンクリート　Ｖ＝4,300㎥

４）鉄筋　Ｗ＝795ｔ

５）土留工（鋼矢板）　Ｎ＝一式

６）路面覆工　Ｎ＝一式

７）迂回路工　Ｎ＝一式

８）河川切替工　Ｎ＝一式

９）構造物撤去工　Ｎ＝一式

⑸　工期

①工事　契約締結日の翌日から令和12年１月31日まで。

②工事　契約締結日の翌日から令和11年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①工事

１）コンクリート　Ｖ＝6,100㎥

２）鉄筋　Ｗ＝1,110ｔ

②工事

１）コンクリート　Ｖ＝4,300㎥

２）鉄筋　Ｗ＝795ｔ

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、一次審査に関する申請書及び資料（以下、「一次審査資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者（以下、「非選抜者」という。）による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑾　本工事は、段階的選抜方式における二次審査に関する申請書及び資料（以下、「二次審査資料」という。）の提出時に積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる工事である。

⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。